

群馬県的生活環境を保全する条例施行規則の一部改正（案）

1 改正の趣旨

令和6年1月に排水基準を定める省令及び水質汚濁防止法施行規則が改正され、六価クロムの排水基準値等の変更及び大腸菌群数から大腸菌数への排水基準の項目変更が行われる。

これらの改正を踏まえ、水質汚濁防止法との整合を図るため、群馬県的生活環境を保全する条例（以下「条例」という。）施行規則の所要の改正を行う。

2 改正の内容

令和3年10月7日に「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（令和3年10月環境省告示第62号）及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（令和3年10月環境省告示第63号）が告示され、六価クロムに係る公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準が0.05 mg/Lから0.02 mg/Lに、生活環境の保全に関する環境基準項目の大腸菌群数が大腸菌数に変更となった。

これをうけて、令和6年1月25日に水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年環境省令第4号）が公布され、水質汚濁防止法施行規則及び排水基準を定める省令の一部が改正され、六価クロム化合物に係る部分は同年4月1日から、大腸菌群数に係る部分については令和7年4月1日から施行される。これにより、六価クロム化合物の排水基準が0.5 mg/Lから0.2 mg/Lに（現に特定施設を設置している特定事業場については令和6年9月30日まで、水質汚濁防止法施行令別表第3に掲げる施設を設置している特定事業場については令和7年3月31日まで、一部施設を設置している特定事業場については令和9年3月31日までは改正前の排水基準を適用。）、地下水の浄化措置命令に関する浄化基準が0.05 mg/Lから0.02 mg/Lに変更となる。また、大腸菌群数については項目が大腸菌数に、許容限度が日間平均3,000 個/cm³から日間平均800 CFU/mLに変更となる。

これらの改正を踏まえ、水質汚濁防止法との整合を図るため、条例及び規則で県が独自に定めた水質特定施設を設置する水質特定事業場に適用される六価クロム化合物の特定排水規制基準及び水質浄化基準並びに大腸菌群数の特定排水規制基準について、次のとおり改正する。

<六価クロム化合物>

- 特定排水規制基準（条例第31条第1項・条例規則第21条第1項・条例規則別表第8）
許容限度を0.5 mg/Lから0.2 mg/Lに変更する。なお、現に水質特定施設を設置している水質特定事業場については、令和6年9月30日まで改正前の特定排水規制基準を適用する。
- 水質浄化基準（条例第44条第1号・条例規則第27条第2項・条例規則別表第10）
許容限度を0.05 mg/Lから0.02 mg/Lに変更する。

<大腸菌群数>

- 特定排水規制基準（条例第31条第1項・条例規則第21条第1項・条例規則別表第9）
項目を大腸菌群数から大腸菌数に変更し、許容限度を日間平均3,000 個/cm³から日間平均800 CFU/mLに変更する。

※基準の種類について

特定排水規制基準：条例の規制対象である「水質特定事業場」から排出される水に適用される基準。

水質浄化基準：知事は、水質特定事業場において水質有害物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときに地下水の水質の浄化のための措置を命じることができる。条例においては、水質有害物質の種類ごとに浄化基準を定め、当該基準を達成することを求めている。

3 施行日（予定）

令和6年4月1日（六価クロム化合物に係る改正）

令和7年4月1日（大腸菌群数に係る改正）